

総務委員会資料

1 令和4年第4回定例会提出予定議案の説明

(2) 議案第106号

川崎市産業振興会館条例の一部を改正する条例
の制定

資料1 川崎市産業振興会館条例の一部を改正する条例
の制定関係

参考資料 川崎市産業振興会館条例の一部を改正する条例
新旧対照表

経済労働局

令和4年8月31日

川崎市産業振興会館条例の一部を改正する条例関係

1 改正理由

使用料及び手数料については、行財政改革プログラムにおいて、「使用料・手数料の設定基準」（平成26年7月策定、令和元年11月改定）及び「一般会計における使用料・手数料に係る消費税率引上げへの対応」（令和元年11月策定）に基づき、市民サービスの受益と負担の適正化を図るとともに、消費税の負担の適切な転嫁も勘案して、全庁的な見直しを行うこととしている。

平成29年4月の全庁的な見直し以降、サービス提供に要するコストや利用状況等に変化が生じていること、また、令和元年10月の消費税率引上げに合わせた消費税相当分の料金引上げをこれまで行っていないことを踏まえ、使用料及び手数料の全庁的な見直しを行う。

産業振興会館の施設及び設備の利用料金については、当該施設の受益者負担割合と標準的受益者負担割合に大きな乖離かいがないため、令和元年10月の消費税率引上げによる消費税相当分の引上げを行うことによって、消費税の負担を転嫁することとする。

2 利用実績

	利用件数
令和元年度	7,058件
令和2年度	4,690件
令和3年度	7,101件

※ 令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により利用が減少した。

3 増収見込額

約57万円

川崎市産業振興会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前								
○川崎市産業振興会館条例 昭和63年3月29日条例第7号					○川崎市産業振興会館条例 昭和63年3月29日条例第7号								
別表（第9条関係）					別表（第9条関係）								
1 施設利用料					1 施設利用料								
	種別	金額					種別	金額					
		午前	午後	夜間	全日			午前	午後	夜間	全日		
		9時～12時	1時～5時	6時～9時	9時～9時			9時～12時	1時～5時	6時～9時	9時～9時		
ホ ー ル	ホール	7,330円	11,610円	11,610円	30,550円	ホ ー ル	ホール	7,200円	11,400円	11,400円	30,000円		
	控室	610円	960円	960円	2,530円		控室	600円	950円	950円	2,500円		
研 修 室	第1研修室	1,010円	1,520円	1,520円	4,050円	研 修 室	第1研修室	1,000円	1,500円	1,500円	4,000円		
	第2研修室	2,030円	3,050円	3,050円	8,130円		第2研修室	2,000円	3,000円	3,000円	8,000円		
	第3 研修 室	区画しない場合	3,040円	5,080円	5,080円		13,200円	第3 研修 室	区画しない場合	3,000円	5,000円	5,000円	13,000円
		区画 する 場合	A室	1,520円	2,540円		2,540円		6,600円	A室	1,500円	2,500円	2,500円
	B室		1,520円	2,540円	2,540円	6,600円	B室	1,500円	2,500円	2,500円	6,500円		
会 議 室	第1会議室	1,420円	2,240円	2,240円	5,900円	会 議 室	第1会議室	1,400円	2,200円	2,200円	5,800円		
	第2会議室	1,220円	1,730円	1,730円	4,680円		第2会議室	1,200円	1,700円	1,700円	4,600円		
	第3会議室	1,220円	1,730円	1,730円	4,680円		第3会議室	1,200円	1,700円	1,700円	4,600円		
	第4会議室	10,590円	16,600円	16,600円	43,790円		第4会議室	10,400円	16,300円	16,300円	43,000円		
	第5会議室	5,090円	8,140円	8,140円	21,370円		第5会議室	5,000円	8,000円	8,000円	21,000円		
	第6会議室	8,140円	12,730円	12,730円	33,600円		第6会議室	8,000円	12,500円	12,500円	33,000円		
	和室	1,320円	1,930円	1,930円	5,180円		和室	1,300円	1,900円	1,900円	5,100円		
企 展 示	区画しない場合	6,100円	9,660円	9,660円	25,420円	企 展 示	区画しない場合	6,000円	9,500円	9,500円	25,000円		

改正後								改正前							
画 展 示 場	場	区画 する 場合	A展示場	1,830円	3,050円	3,050円	7,930円	A展示場	1,800円	3,000円	3,000円	7,800円			
			B展示場	1,830円	3,050円	3,050円	7,930円	B展示場	1,800円	3,000円	3,000円	7,800円			
			C展示場	2,440円	3,560円	3,560円	9,560円	C展示場	2,400円	3,500円	3,500円	9,400円			
	場	展示事務室	360円	580円	580円	1,520円	場	展示事務室	360円	570円	570円	1,500円			
備考								備考							
<p>1 展示即売その他営利を目的として施設を利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の2倍に相当する額とする。</p> <p>2 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料(前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額)の1時間当たりの額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。</p>								<p>1 展示即売その他営利を目的として施設を利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の2倍に相当する額とする。</p> <p>2 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料(前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額)の1時間当たりの額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。</p>							
2 設備利用料								2 設備利用料							
				単位					金額						
1本、1台、1式、1基、1列、1脚、1双、1枚、1張、1キロワットその他1単位				1回	5,090円				5,000円						
備考								備考							
<p>1 本表においては、午前・午後・夜間をそれぞれ1回として扱う。</p> <p>2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、規定利用料の2割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。</p>								<p>1 本表においては、午前・午後・夜間をそれぞれ1回として扱う。</p> <p>2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、規定利用料の2割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。</p>							